

改正民法施行後の成人式について

1 第 4 回社会教育委員会でのご意見

- (1) 18 歳は、進学、就職準備の時期と重なり、新成人の負担となる。
- (2) 3 学年まとめでの開催は、会場確保が難しい。
- (3) 3 学年にわたると実行委員数が多くなり、学年間の連携が図りづらくなるため、運営が難しい。

2 本市の方針について

20 歳を対象として実施することとし、式典の名称については今後検討する。

【参考】

1 改正民法施行後の成人について

民法の改正、施行に伴い、2022 年 4 月 1 日時点で、18 歳以上 20 歳未満の方（2002 年 4 月 2 日生まれから 2004 年 4 月 1 日生まれまでの方）は、その日に成年に達することになります。また、2004 年 4 月 2 日生まれ以降の方は、18 歳の誕生日に成年に達することになります。

2 成人式の趣旨について

1948 年に交付、施行された祝日法により、「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」という趣旨で「成人の日」が制定され、その趣旨に基づき、各自治体において成人式が行われています。

本市においても、同様の趣旨に基づき、成人式を開催しています。

3 本市と同方針を確認した近隣自治体

豊田市、豊明市、日進市、みよし市

4 改正民法施行時の長久手市の 18 歳から 20 歳の人数（平成 31 年 1 月調査時点）

2022 年度に 20 歳を迎える人 6 2 3 人 【2002(H14).4.2 生～2003(H15).4.1 生】

2022 年度に 19 歳を迎える人 6 0 9 人 【2003(H15).4.2 生～2004(H16).4.1 生】

2022 年度に 18 歳を迎える人 6 4 2 人 【2004(H16).4.2 生～2005(H17).4.1 生】